

大学院設置基準をめぐる問題点

第一常置委員会

最近、関係各方面で大学院制度をめぐつて種々の検討が行なわれており、とくに文部省の関係委員会では、大学院設置基準案が審議されている段階である。そこで国立大学協会としてもこの問題について、検討を行ない、その結果にもとづいて見解を発表することが必要かつ適切であると考えられるので、第一常置委員会を中心となつて討議を行ないつつある。第一常置委員会は、ここに、現在にいたるまで委員会がえた結論と、今後さらに検討を要する諸点とを整理した次第であるが、この資料について今後各大学の意見を求め、さらにこれにもとづいて審議を行ない、統一見解をとりまとめるとなつてゐる。

1. 総論

大学における研究・教育の体制、方法、内容等の実際は原則として個々の大学が自主的にこれを定め、それぞれが充分その特色を發揮すべきものである。本協会はすでに「大学設置基準」について、これを大綱にとどめるべきであるという見解を述べたが（「『大学設置基準の改善等について』に対する意見書」、昭和41年2月4日総会決定）、大学院についてはとくにこの点が留意されるべきである。新たに大学院を設置しようとする場合、またこれを審査する場合等にそなえて、大学院設置についての最低の基準を定めることは必要であるとしても、あまり細目にわたり画一的なものとすることはむしろ避けられるべきであろう。大学院設置基準（以下「基準」という）の如きものを定める場合も、その条文中において「大学、研究科の種類、性格、教育方針等によつて自主的に運営することを妨げるものではない」ことが明記される必要があると思われる。

問題点

- 現在の時点において、「基準」を新たに定め、かつこれを省令等のかたちをもつて法制化する必要があるか否か。

（注）現在、大学院については学校教育法（第62, 65, 66, 67, 68条）において一般的な規定がなされているほかは、大学院設置審議会の決定事項（昭和27, 10, 11決定）である「大学院設置審査基準要項」（以下「要項」という）があるのみであつて、大学院の新設ないし組織等の変更は専らこの「要項」およびこれに伴う大学院設置審議会の申し合せによつて行なわれている。ところで、新制大学院は発足以来未だ日が浅く流動的であるので現在は、基準といつたものを制定するのは適當ではないという議論もあり、また、かりにこれを定めるとしても、省令のような法制のかたちをとるべきものではないという立場もある。しかし一方においては、大学院が修士課程と博士課程によつて構成されること、ならびに在学年限等大学院にとつて最も基本的な事項が、たんに大学設置審議会の決定事項というかたちで定められていることは適當ではなく、このさい、各方面の意見にもとづいて充分審議した上で、新たな基準を定めるのがより客観的、かつ適切であるという議論もある。

(b) 「基準」は既設大学院を拘束するものとすべきか否か。

（注）この点は「大学設置基準」の場合においても問題となつたが（前記当協会意見参照）、一方において、設置後の非良心的な運営や改編は戒められなければならないとともに、他方では研究・教育上の必要性にもとづく自主的な運営や改編が、とくに細目にわたつてまで学外からの制ちゆうを受けることは妥当ではないという問題がある。

(c) 研究科別基準要項を定めるべきであるか否か。

（注）大学学部については、学部別設置基準要項（大学基準等研究協議会決定事項）が定められているが、大学院についても研究科別基準要項を定める必要があるか否かの問題である。なお、現在は医学・歯学関係大学院についてのみ、詳細な審査基準要項同解説（以上大学設置審議会決定）および文部省大学学術局長通牒が公にされている。

2. 大学院の目的・性格

修士課程の目的に「高度の応用的能力を展開させる」を加えるほかは、おむね「要項」によるものとする。

（注）大学院の、とくに修士課程の目的に、高度の技術者養成または職業教育等の表現を加えるべきであるという議論もあつたが、技術・職業という文字は使わず、現行「要項」の表現に上記の表現（大学の目的を定めた学校教育法第52条中の表現に「高度の」を加えたもの）を加えてたとえば「修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の上に広い視野に立つて、専攻分野を研究し精深な学識と研究能力を養ない、かつ高度的能力を展開させるものとする」とすることが妥当であるとされた。


3. 大学院の組織・機構

研究科、修士課程・博士課程等については、おおむね学校教育法（第66条）および「要項」によるものとする。

（注）いわゆる「積み上げ式」「並列式」のいずれがよいかが問題となつたが、両者いずれの可能性も認める「要項」の表現が結局は妥当であると考えられた。ただ現実には原則として「積み上げ式」にならざるをえないであろう。なお「積み上げ式」の変型として、上部3年のみを置く博士課程（修士の学位を有する者を入学させるもの）が認められるべきであるか否かが問題となつた。

4. 研究科の組織

- (1) 研究科は原則として学部を基礎として組織されるが、必要に応じては、独自の分野について二つ以上の学部にわたり、又はその学部の一部をもつて組織することができるものとする。
- (2) 研究科には専門課程を置くものとする。ただし必要に応じ一専門課程のみをもつて研究科を組織できるものとする。

- (3) 専門課程は原則として学部の学科を主体とするが、必要な場合、二つ以上の学科にわたり、また、学科の一部をもつて設けることができるものとする。
- (4) 必要に応じ付置研究所（共同利用研究所を含む）を研究科あるいは専門課程の基礎とができるものとする。

問題点

- 1) 専門課程について、どの程度規定するのがよいか。

注

- (1) すでに設置された研究科の内部で専門課程の新設、改編等の要求が生ずることは当然であるが、その際、その実施をいかなる機関が認めかかるかが問題となる。改編については一大学内の学内措置で可能とするか、あるいは大学設置審議会等、学外機関による認定を必要とするか否か。
- (2) 専門課程は固有の専門分野について組織されることを原則とするが、運営の必要上同一専門分野をわけて組織することもできるようにするのがよいか。

問題点

- 2) 付置研究所、共同利用研究所の大学院におけるあり方について。

- 注 付置研究所（共同利用研究所）はその設立の趣旨及び目的と実情に応じて、研究科あるいは専門課程の基礎となし得ることが望ましくはないか。

5. 教員および教員組織

- (1) 大学院を担当する教員は、修士課程または博士課程においてそれぞれ学生の研究を指導するにふさわしい業績と能力を有するものとする。
- (2) 大学院の教員は、それぞれの研究科の基礎をなす学部・付置研究所の教員中(1)に該当するものをもつて当てるが、必要に応じ、学内の他の部局

(学部・教養部・付置研究所)に属する教員のなかで(1)に該当するものを加えることができるものとする。

6. 在 学 年 限

原則として「要項」によるものとする。

問題点

在学年限を各学問分野の特殊性に応じて、適宜に定めうる余地を残す必要はないか。

7. 入学者の選考および学生数

(1) 入学者の選考に当たつては厳選し、そのため定員を下廻ることがあつても差支えないものとする。

④ 最近、修士課程のみをもつ大学院が設置されつつある現状にかんがみ、博士課程の入学者の選考については、なるべくいわゆるオープン制とする。

(国立大学はすべてオープン制とする。)

(2) 学生定員は、教員組織と専攻分野の特殊性に応じた合理的なものでなければならないものとする。

8. 单 位

(1) おおむね「要項」によるものとする。

④ 大学院の場合もいわゆる講義を必要とするか否かについて討議されたが、修士課程の場合は、必要であろうという意見であつた。

問題点

(a) 大学院(とくに博士課程)に単位制度は適當か否か。

(b) 大学間における単位の互換性を認めるべきか否か。

9. 学位および称号

おおむね現行制度によるものとする。

問題点

博士および修士の種類は現行のままでよい。

注 学位規則(昭28.4.1文部省令第9号)別表第1および別表第2参照。

10. 管理運営

(1) 大学院担当教員をもつて組織する大学院の管理運営機関の構成、権限等については、各大学各研究科の実情に応じて自主的に定めるものとする。

問題点

大学院については、現行諸大学で行なわれているような研究科委員会に止めるべきか、それとも学部教授会に準ずる大学院教授会を設けるのが適当か否か。

注 大学院にも正式に教授会を設ける場合は、大学管理機関の多元化をもたらすおそれもある。

(2) 大学院に固有の事務組織を整備すべきものとする。

11. 施設および設備

(1) 大学院は、教員及び学生の数に応じて、その研究教育上の目的を達成するに充分な施設と設備を有するものとする。

(2) 大学院は、その教員及び学生の数に応じて、大学院に固有の講義室、演習室、研究室、また、専門に応じては実験室、資料室、標本室、工作室等の建物施設を備えるものとする。

(3) 大学院の研究及び教育に関する設備は、その目的にかんがみ、学部の研究及び教育の設備に比し、遙かに高い基準によるものとする。

(4) 大学院の研究及び教育に関する設備は、その設置後、学術の進歩発展に応じて時宜にかなつた更新を実施するものとする。

問題点

- (a) 施設、設備についての基準をどの程度具体的に規定するか。
- (b) 博士課程は独創的研究の成果を納めることが目的であれば、それに要する設備及び経費について充分の裏付を必要とするが、この趣旨をどのように「基準」で規定するか。
(備考) 医学歯学関係大学院についても、これに固有の点(博士課程のみを置くこと、その在学年限等)をのぞき、前記各項によるものとする。

12. とくに国立大学の大学院の場合(医学歯学関係をふくむ)についての問題点

- (1) 新設大学にもその実質にもとづき、また必要に応じて修士課程のみではなく博士課程を置く方針がとられるべきであること。
注 新設大学は修士課程のみに止めるべきであるとの議論も一方にあるようであるが、そのようなことは大学で行なわれる学問研究の本質上からみても不合理であり、また博士課程を置く条件が充分ありながらしかもこれを置くことを認めないことは適当でない。
- (2) 大学院担当教官の待遇を改善する必要のあること。
注 なお当該大学が大学院の担当者として指定した教官には、学外の認定を必要とせず、差別なく調整額を支給すべきである。
- (3) 学生定員を合理的に定めること。

現在定められている国立大学の大学院学生定員の基準は必ずしも妥当でなく、学生定員の決定については大学の自主性が尊重されるべきであるとともに、基礎をなす学部(付属研究施設を含む)付置研究所等の部局のすべての講座・科目・部門等が全面的に算入されるべきであり、また博士課程の定員を機械的に修士課程の定員の二分の一と定めていることも妥当でない。

7.の(1)に関連して、近年国立大学に修士課程のみの大学院を置く場合が多くなつたので、その卒業生で博士課程に進学する者の希望をみたすため、国立大学の博士課程は、なるべく実質的にもオープン制をとる必要があることが問題となつた。大学院施設を11の趣旨にそつて大巾に向上させる必要のあること。

- (4) 学生経費をはじめ大学院固有の予算を大巾に増額する必要のあること。
- 注 国立大学の予算では、学部学生経費と大学院学生経費の間に格段の相違が認められていない。この点、大学院学生の研究上の立場の相違を明確にすべきではないか。
- (5) 博士論文の場合、すくなくともスクーリング修了5年までは審査料免除の取扱いをすることが妥当であること。
- (6) 大学院事務組織とこれに伴う施設を10の(2)の趣旨にそつて完備すること。
- (7) 大学院学生に対する奨学金を引き上げ、かつ奨学生を大巾に増員すること。
- 注 この場合、優秀な大学スタッフ後継者を養成する必要から旧制時の特別研究奨学制度等の復活も考慮されるべきである。
- (8) 大学院学生と当該大学職員（非常勤の形式にても可）を兼ねうる制度を考慮する必要のあること。
- 注 現在の国立大学においては、大学院学生と助手とを兼ねられないため、助手制度の運営にも種々障害があり、また(7)の注において述べたことと関連して優秀な人物を大学院に確保しえない事情もある。
- (9) 以上のほか大学院固有の講座、教官をおく必要があるか否か、またそれが妥当であるか否かが、今後検討を要する問題点としてあげられた。
- 注 大学院固有の教官をおかげ、学部教官を増員してこれに学内で適宜大学院の講座を担当させることは、教官内に格差を生じない点では適当であるが、それでは予算措置上充分な増員を望めるか否か、また、もしこ

れを置く場合は当該講座、教官を国立大学の組織上のいずれの部局に属させるかが問題である。（所属教授会の問題をふくむ）また、これと関連して、任期を限つて大学院の研究教育に協力させる Post doctoral fellow (いわゆるテューター <Tutor> 的性格をもつもの) というものを置く必要があるか否か、大学院の研究・教育に助手との関係（もしなん等かのかたちで協力させる場合はその処遇の問題をふくめて）についても検討を要するものとされた。